

する費用⁴、労災付加給付の費用⁵、諸手当のうち家族・扶養手当、住宅手当、社会保険手当である⁶。

図D-1は1956年から1996年までの法定福利費と法定外福利費の推移である。図D-1から明らかなように、法定福利費と法定外福利費は両者とも増加しているが、法定福利費の1974年頃からの伸びが非常に大きい。表D-3及び図D-2は同時期の法定福利費と法定外福利費の給与総額に対する比率の推移である。表D-3及び図D-2から法定福利費は1970年頃から実質的な上昇が続いており、逆に法定外福利費は名目では上昇していたが、実質的には1956年から減少傾向が続いていることがわかる。

法定外福利費のうち、住居に関する費用、「医療保健」に関する費用、食事に関する費用、労災付加給付の費用は表D-4のようになっている。これら4つの費用のなかで、労働者一人一カ月の平均額が最も大きいのは住居に関する費用である。住居に関する費用は10年間で常に増加している。1985年の3,962円と1995年の6,330円とを比較すると約1.6倍となっている。法定外福利費総額に対する比率で見ても、住居に関する費用の比率は少しずつ増加し、1995年には費用総額の約半分を占めている。次に大きいのは食事に関する費用であるが、一カ月の平均額で見ると、この10年間でほとんど変化はなく、法定外福

は『平成7年賃金労働時間制度等総合調査報告』（p.7）から引用。）

住居に関する費用：企業所有の世帯用住宅、単身者用住宅及び借り上げ住宅などに関する一切の費用（寄宿舍、寮等における給食及び給食施設に関する費用を含む。）のほか、従業員の持家援助に関する費用を含む。

³ 「賃金労働時間制度調査」による医療保健に関する費用の内容は以下のとおりである。（定義は『平成7年賃金労働時間制度等総合調査報告』（p.7）から引用。）

医療保健に関する費用：病院、診療所などの物的施設の維持管理費のほか、委託ベッドのための費用、嘱託医への謝礼、人間ドック、健康診断など疾病予防のための費用をいう。

⁴ 「賃金労働時間制度調査」による食事に関する費用の内容は以下のとおりである。（定義は『平成7年賃金労働時間制度等総合調査報告』（p.7）から引用。）

食事に関する費用：給食施設、食堂などの物理的施設の費用のほか、企業直営の給食施設がある場合の材料費（労働者から料金を徴収している場合は、その徴収額を差し引いた額）給食施設を業者へ委託し又は外部食堂を利用している場合の業者または外部食堂への補助金などを含む。

⁵ 「賃金労働時間制度調査」による労災付加給付の費用の内容は以下のとおりである。（定義は『平成7年賃金労働時間制度等総合調査報告』（p.8）から引用。）

労災付加給付の費用：企業が業務上又は通勤途上歳額の被災者又はその家族に対して、国が支給する労災補償給付に上積みして支給した費用及び損害保険会社との契約による掛け金（損害保険会社等から支給される額は含まない。）をいう。

⁶ 「賃金労働時間制度調査」では、家族・扶養手当、住宅手当、社会保険手当は以下のような内容になっている。（家族・扶養手当、住宅手当、社会保険手当の定義は『平成8年賃金労働時間制度等総合調査報』（p.10）から引用。）

家族・扶養手当：扶養家族を有する者に対して支給する賃金。

住宅手当：社宅施設を有する企業において、社宅以外に居住する者に対して、社宅居住者との調整を図る意味で支給する賃金及び居住非補助を目的として支給する賃金。

社会保険手当：税、社会保険料などで、労働者負担分を事業主が負担した金額をいう。

利費に占める比率も減少している。医療保健に関する費用は、1995年には平均額で比率でも減少している。労災付加給付の費用は非常に規模が小さい。法定外福利費においては住居に関する費用が重要な位置を占めているといえる。

諸手当については表D-5にまとめられている。表中「社会保険料など」と表記されている項目があるが、これには主に社会保険手当が該当する。しかし、年によって調査項目の内容が微妙に異なっているため、「社会保険料など」に含まれているものが年ごとに必ずしも一致していない可能性がある。したがって、社会保険料に関する手当についての表5の値はあくまで目安として捉えることにする。家族・扶養手当と住宅手当は労働者1人当たり1カ月平均額は10年間で約3000円ほど増加しているが、諸手当に占める比率で見ると1986年に最も高く、その後減少している。社会保険料などは1990年に一度大きく上昇し、1996年に再び低下しているが、平均額では家族・扶養手当や住居手当と並ぶ大きさである。ただし、同調査によると諸手当の総額が増加しているのは単身赴任・別居手当が増加したことによる。

これまでは、法定外福利費と諸手当について、労働者1人当たりの1カ月平均額を見てきたが、以下で企業が全ての被雇用者に対して支出している1年間の法定外福利費と諸手当の額の推計を試みた。各々の労働者1人1カ月平均額に正規雇用者数を乗じ、さらに12倍することで1年間の法定外福利費と諸手当の総額を概算した⁷。正規雇用者数は「労働力調査特別調査」から引用した。表D-6はこのようにして求めた法定外福利費と諸手当の年間の総額である。1995年の法定外福利費の年間総額は約4兆3879億円、1996年の諸手当の年間総額は約25兆4277億円である。法定外福利費と諸手当の年間総額の合計が、企業が企業独自の福祉施策にかける年間費用と解釈することができる。ただし、「賃金労働時間制度等総合調査」では、法定外福利費を調査している年と諸手当を調査している年が異なるため同じ年の値を接合することはできないが、概観を見るという目的で近隣年の値を各々合計することで対処した。これによると、1995年の法定外福利費の年間総額と1996年の諸手当の年間総額を合計した額は、29兆8256億円となった。1995年の社会保障給付費は約64兆7263億円、また同年の歳入としての事業主拠出は約26兆8075億円であったことを考慮すると、企業は法定福利費に加えて、ほぼ同じ水準の費用を広義の福利厚生費に支払っていると基準することができる。

参考文献

『企業内福祉と社会保障』（1997）藤田至孝・塩野谷祐一編、東京大学出版会

『旬刊 福利厚生』労務研究所

『賃金労働時間制度等総合調査報告』（各年版）労働大臣官房政策調査部産業労働調査課

『平成8年度 福利厚生費調査結果報告』（1998）日本経営者団体連盟

⁷ 法定福利費について同じ計算方法で1995年の年間総額を推計すると約21兆4369億円であった。これと同年度の事業主拠出額約26兆8075億円と比較すると大きくはずれた値とはなっていないことから、この計算方法の妥当性はある程度保障される。

その他参考資料

本稿では取り上げなかったが、1996年度の福利厚生費については『旬刊 福利厚生』（1998、3.8、No.1619）、生活関連の諸手当については『旬刊 福利厚生』（1998、7.28、No.1633）、社宅使用料については『旬刊 福利厚生』（1998、10.8、No.1640）及び『旬刊 福利厚生』（1998、10.18、No.1641）、法定外労災補償・通勤災害給付については『旬刊 福利厚生』（1998、7.18、No.1632）に詳しい。

表D-1 労働費用の構成

労働費用総額	現金給与総額 (決まって支給する 給与、賃金総額)	所定内賃金	基本給	
			諸手当	業務手当 勤務手当 生活手当など
		所定外賃金	超過勤務手当	
			賞与・期末手当	
	現物給与の費用	定期券の現物支給など		
	退職金等の費用	一時金、年金への掛け金		
	福利厚生費	法定福利費	社会保険料の負担	
		法定外福利費	企業独自の施策に基づく負担 社宅運営費、持ち家援助など	
	教育訓練費	従業員の教育訓練にかかる費用		
	募集費	従業員の募集関係業務にかかる費用		
その他の労働費用	作業服、転勤、社内報の費用など			
派遣労働者関係費用	人材派遣会社に支払う派遣費用			

注：表は「賃金労働時間制度等総合調査報告（平成7年、平成8年）」（労働省）を参考に作成。

表D-2 福利厚生費、諸手当の内容

	定義
法定福利費	社会・労働保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、船員保険の保険料のうち事業主負担額、児童手当拠出金、石炭年金掛金、身体障害者雇用納付金、労基法による労災法定補償費
法定外福利費	事業主独自の施策に基づく負担分。物的施設については、その減価償却費、維持管理費、人件費などを含む。施策は9項目に分類される。 (1)住居に関する費用 (2)医療保健に関する費用 (3)食事に関する費用 (4)文化・体育・娯楽に関する費用 (5)私的保健制度への拠出金 (6)労災付加給付の費用 (7)慶弔見舞等の費用 (8)財産形成貯蓄奨励金、給付金及び基金への拠出金 (9)その他の法定外福利費
諸手当	基本給に該当しない賃金。大きく7項目に分類される。(1)業績手当（個人別、グループ別） (2)勤務手当（役付手当、特殊作業手当、特殊勤務手当、技能・技術手当） (3)精皆勤・出勤手当 (4)通勤手当 (5)生活手当（家族・扶養手当、地域・勤務地手当、住宅手当、単身赴任・別居手当、寒冷地・食事手当、社会保険手当） (6)調整手当 (7)その他の手当

注：「賃金労働時間制度等総合調査報告（平成7年、平成8年）」（労働省）に基づく。

表D-3 福利厚生費の現金給与総額に対する比率の推移
(1人1ヶ月あたり)

年度	現金給与総額 (円)	福利厚生費 (%)	
		法定福利費	法定外福利費
1956	26,926	5.94	7.59
1957	28,674	5.95	7.53
1958	29,444	5.75	7.53
1959	33,178	5.34	7.01
1960	35,041	5.26	6.81
1961	37,038	5.15	6.63
1962			
1963	43,531	5.03	6.42
1964	45,862	5.14	7.03
1965	49,273	5.88	6.70
1966	55,431	6.10	6.95
1967	63,083	6.02	6.54
1968	69,855	6.02	6.24
1969	82,406	5.87	6.05
1970	96,417	5.81	5.76
1971	107,971	6.00	5.83
1972	125,042	5.95	5.84
1973	152,413	5.93	5.82
1974	196,557	6.45	5.44
1975	218,877	6.81	5.57
1976	241,964	7.38	5.64
1977	262,601	7.77	5.29
1978	281,331	8.04	5.42
1979	297,512	7.89	5.27
1980	320,575	8.23	5.48
1981	340,045	8.71	5.30
1982	357,213	8.71	5.20
1983	371,493	8.69	5.23
1984	389,641	8.69	5.18
1985	398,630	9.14	5.11
1986	415,488	9.27	4.88
1987	422,568	9.21	4.92
1988	437,933	9.14	4.96
1989	466,769	9.37	5.04
1990	482,592	10.07	5.36
1991	492,587	10.12	5.53
1992	501,188	10.13	5.66
1993	500,983	10.18	5.70
1994	513,412	10.38	5.62
1995	525,651	11.16	5.61
1996	542,368	11.29	5.49

出所：「福利厚生費調査結果報告」

表D-4 法定外福利費（労働者1人1カ月平均、調査産業計・規模計）

			法定外福利 費総額	住居に關す る費用	医療保健に 關する費用	食事に關す る費用	労災付加給 付の費用
1985	昭和60	労働者一人 一カ月平均 (円)	10,022	3,962	675	1,407	188
1988	昭和63		11,048	4,242	1,144	1,425	262
1991	平成3		13,340	5,483	1,112	1,444	259
1995	平成7		13,682	6,330	760	1,456	227
1985	昭和60	法定福利費 総額に対す る比率 (%)		39.5	6.7	14.0	1.9
1988	昭和63			38.4	10.4	12.9	2.4
1991	平成3			41.1	8.3	10.8	1.9
1995	平成7			46.3	5.6	10.6	1.7

出所：『賃金労働時間制度等総合調査報告』

表D-5 諸手当 (労働者1人1カ月平均、調査産業計・規模計)

		諸手当総額	家族・扶養 手当	住宅手当	社会保険料 など
1986	昭和61	50,212	15,466	10,861	6,265
1990	平成2	104,658	16,294	12,599	28,791
1996	平成8	109,457	18,513	15,553	16,458
1986	昭和61		30.8	21.6	12.5
1990	平成2		15.6	12.0	27.5
1996	平成8		16.9	14.2	15.0

出所：『賃金労働時間制度等総合調査報告』

表D-6 法定外福利費と諸手当の年間総額
 :年間総額 (従業員1人1カ月当たりの額×正規雇用者数×12)

(単位:百万円)

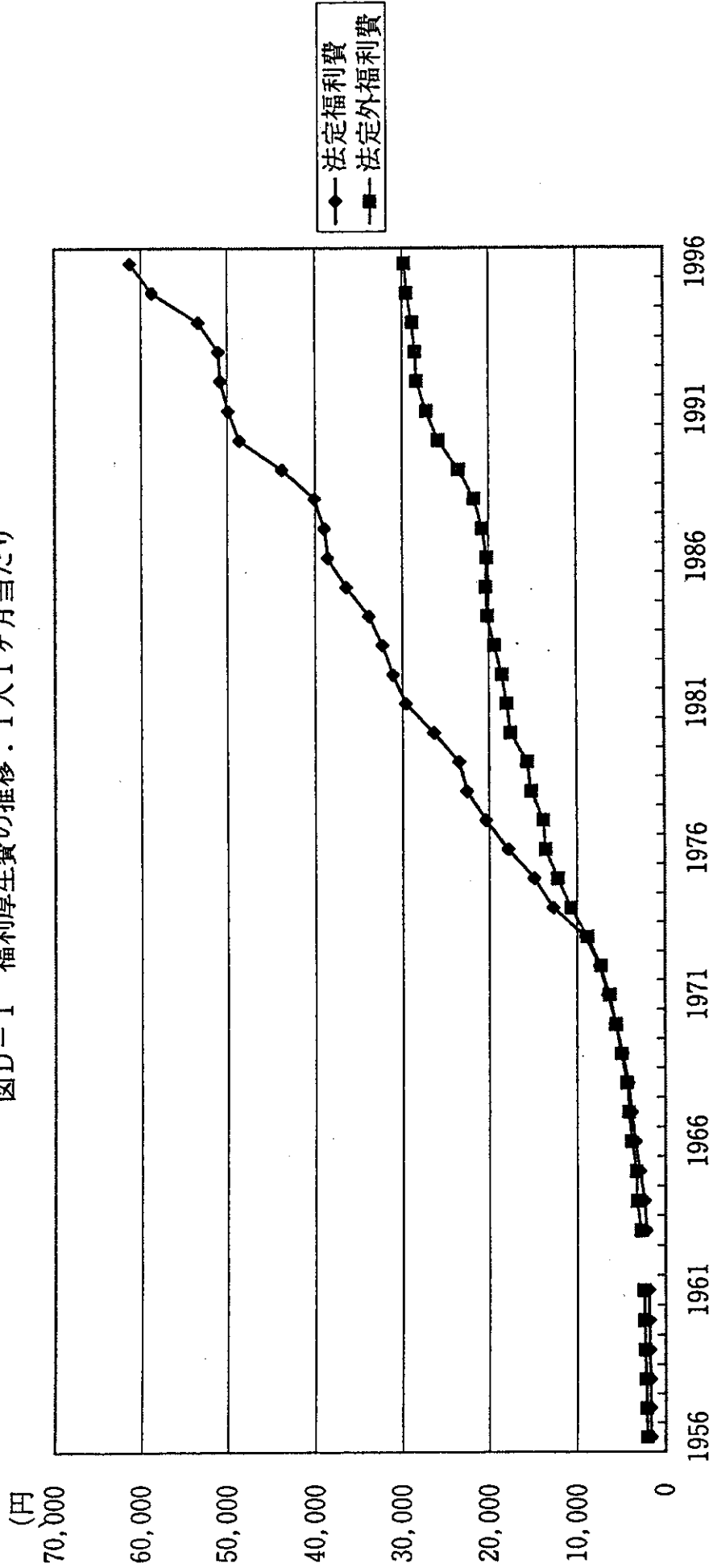
	法定外福利費					諸手当					法定外福利費+ 諸手当
	計	住居に関する費用	医療保健に関する費用	食事に 関する費用	労災付加給 付の費用	計	家族・扶養 手当	住宅手当	社会保険料な ど		
昭和60	2,695,215	1,713,486	291,924	608,499	81,306	14,271,385	6,772,252	4,755,815	2,743,318	① 16,966,600	
平成3	3,963,125	2,618,681	531,091	689,654	123,698	26,366,203	7,447,662	5,758,751	13,159,790	② 30,329,328	
平成7	4,387,904	3,166,013	380,122	728,233	113,536	25,427,719	9,317,223	7,827,514	8,282,982	③ 29,815,622	

出所:「賃金労働時間制度等総合調査報告」

注:正規雇用者数は「労働力調査特別調査」に基づく
 法定外福利費と諸手当は調査年が1年づつ異なる

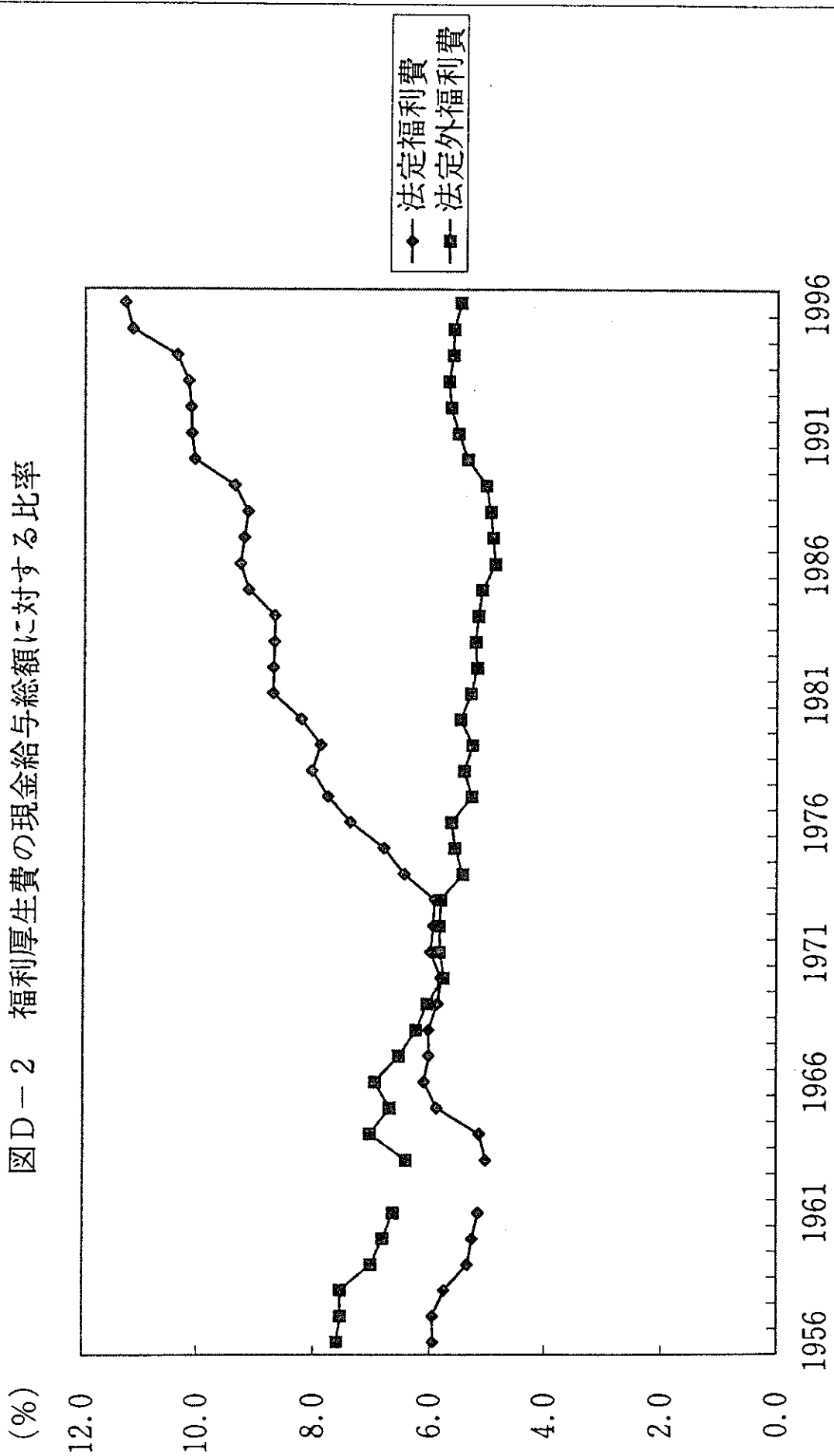
- ①は、法定外福利費 (昭和60年) + 諸手当 (昭和61年)
- ②は、法定外福利費 (平成3年) + 諸手当 (平成2年)
- ③は、法定外福利費 (平成7年) + 諸手当 (平成8年)

図D-1 福利厚生費の推移：1人1ヶ月当たり



出所：「平成8年度 福利厚生費調査結果報告」

図D-2 福利厚生費の現金給与総額に対する比率



出所：『平成8年度 福利厚生費調査結果報告』

(3)住宅手当制度について

1. 我が国の住宅政策における家賃補助の概要

①我が国の住宅ストックの現状

平成5年には我が国の居住世帯のある住宅ストックは4,000万戸であり、このほかに空き家が450万戸程度あり、住宅数の1割強世帯数を上回っている。持ち家は6割強であり、公的借家は公営の借家が5.1%、公団・公社の借家が2.1%と全体の7.2%を占めている。

表 E-1 我が国の住宅ストック

(単位：千戸)

持ち家	民間借家	公的借家		合計
		公営の借家	公団・公社の借家	
24,376	12,813	2,033	845	40,067
60.8%	32.0%	5.1%	2.1%	100%

資料)平成5年「住宅統計調査」総理府統計局

住宅の質を床面積で代表させて、住宅の質の状況を見てみると、表 E-2 にあるとおり持家は既に欧米諸国と肩を並べる水準となっている。しかし、借家は他の国に比べると著しく面積が少なくなっている。これは、借家ストックの多くが単身者向けであり、ファミリータイプの借家が少ないことが大きく影響している。

表 E-2 一戸当たり住宅床面積の国際比較

(単位：㎡)

国名	日本 (93年)	イギリス (91年)	ドイツ (93年)	フランス (92年)	アメリカ (93年)
全体	92	92	93	95	121
持家	122	102	122	112	158
借家	45	88	75	77	111

資料)建設省調べ

②戦後の住宅政策の歴史

我が国の戦後の住宅政策は、戦災による住宅の被害と高度経済成長に伴う人口の都市集中による住宅不足への対応から始まる。第1次オイルショックの発生した昭和48年頃までは、世帯数が住宅数を上回る状態が続き、量を重視した住宅建設が進められてきた。具体的には、住宅金融公庫の設立により持家奨励、企業による社宅建設に対する税制上の優遇等の施策が講じられたほか、民間の建設では不足する部分を補うため、地方自治体による低所得者向け公営住宅の建設、中堅所得者向けの日本住宅公団(現在の住宅・都市整備公団)による住宅の直接供給等の施策が講じられてきた。

他方、民間の借家については、住宅不足の中で家賃の上昇を抑制するための家賃統制、借家人の追い出しを厳しく制限する借地借家法により、借家人の保護が図られてきた。このことは逆に、投資としての賃貸住宅建設のインセンティブを著しく阻害し、結果として、

賃貸住宅ストックはワンルーム等流動性の高い単身者を対象とするものに著しく偏り、良質なファミリー向け賃貸住宅のストックが不足している現状にある。

昭和50年代に入ると住宅数が世帯数を上回ることとなり、住宅の床面積の拡大などその質の充実が図られるようになる。所得水準の上昇に伴う生活水準の向上により、高度経済成長期の昭和40年代の建てられた住宅は狭いなどの理由から、建替えが進められると同時に、良質な住環境が整備されたニュータウン開発が進められた。

バブル経済崩壊後になると、地価が継続的に上昇していくという土地神話が崩壊するとともに、少子化の進展により人口・世帯数の増加があまり期待できなくなり、都市への人口流入も少なくなる中で、住宅の新規の建設から住宅ストックを如何に有効に活用していくかが重要となってきている。こうした点から、住宅政策は大きな転換期に差し掛かっている

③公営住宅制度

低所得者等市場で必要な住宅を確保できない世帯に対する住宅政策は、地方公共団体における公営住宅の建設、管理運営により対応してきている。公営住宅については、住宅数が不足している中で、その建設を促進することが施策の中心であった。

しかし、高齢化の進展等大きく変化する経済社会情勢に対応し、高齢者や障害者等真に住宅に困窮する者に対して、公営住宅の的確な供給を図ることが一層必要となっており、また、同時に公営住宅制度の抱える次のような問題が顕著になってきた。

(1) 高齢者や障害者などの住宅需要に対して十分に対応できていない一方、低額所得者とはいええないような高額所得者などの長期居住による不公平が発生しているなど、真に住宅に困窮する者に必ずしも公営住宅が的確に供給されているとは言い難い。

(2) 公営住宅建設用地の取得難などによって、従来からの地方公共団体による直接建設方式のみでは需要に応じた的確な供給が難しくなっている。

こうした状況に対応するため、平成8年に公営住宅法の抜本改正が行われた。その主な内容は、次のとおりである。

i) 高齢者世帯等について入居者資格の弾力化を行うとともに、入居者の収入、住宅の便益に応じた家賃制度を導入し、高齢者や年金生活者が収入変動に関わらず安定居住できることとしたこと。

ii) 改正前の制度においては、公営住宅は地方公共団体の直接建設による供給方式のみであったが、新たに民間住宅の借上げ、買取り方式を導入するとともに、公営住宅の種別区分（第1種、第2種）の廃止、公営住宅建替事業の要件の弾力化を行うなど、民間住宅や既存ストックの有効活用等を通じて、良好な公営住宅を安定的に供給すること。

上述のとおり、公営住宅制度の改正の中で、所得水準に応じた家賃制度が導入された。その内容を具体的に見てみると次のとおりである。

・公営住宅の対象階層

原則階層：収入分位 25%以下（税制上の人的控除を控除した後の収入で月額 20 万円以下）

裁量階層：収入分位 25%から 40%（同様に月額 20 万円から 26 万 8 千円）

ここでいう収入分位 25%とは、世帯の所得を低いものから並べ、全体の 25%に該当収入をいう。従って、所得の低い 4 分の 1 の世帯を公営住宅の対象階層としている。裁量階層とは、50 歳以上の高齢者や障害者等について、公営住宅の設置・運営を行っている地方自治体の裁量で公営住宅の入所に係る収入基準を引き上げることができる階層を指している。

・家賃の設定方法

地方公共団体は、入居者の申請に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、入居者の収入及び立地条件、規模等住宅の便益に応じた家賃を決定する。

近傍同種の家賃は、不動産鑑定評価基準の考え方に基づき、おおむね民間の市場家賃並みとなるように、次により算定する。

$$\begin{aligned} \text{(近傍同種の家賃)} = & \text{(複成価格)} \times \text{(利回り)} + \text{(償却額)} + \text{(修繕費)} \\ & + \text{(管理事務費)} + \text{(損害保険料)} + \text{(空家等引当金)} + \text{(公課)} \end{aligned}$$

複成価格＝土地建物の現在価格

入居者の家賃算定方法は、次のとおり。

$$\begin{aligned} \text{(家賃)} = & \text{(家賃算定基礎額)} \times \text{(市町村立地係数)} \times \text{(規模係数)} \times \text{(経過年数)} \\ & \times \text{(利便性係数)} \end{aligned}$$

家賃算定基礎額：収入分位 50%以下を 8 つの階層に区分し、それぞれについて毎年度収入の状況を考慮して設定する。

収入分位	収入月額		家賃算定基礎額
	下限値	上限値	
～10%	0円	123,000円	37,100円
10～15%	123,001円	153,000円	45,000円
15～20%	153,001円	178,000円	53,200円
20～25%	178,001円	200,000円	61,400円
25～32.5%	200,001円	238,000円	70,900円
32.5～40%	238,001円	268,000円	81,400円
40～50%	268,001円	322,000円	94,100円
50%～	322,001円		107,700円

市町村立地係数：市区町村ごとに、0.7 から 1.6 の範囲で分配

規模係数：住戸専用面積 / 70 m²

経過年数係数：経過年数に応じ 1.0 から低減

利便性係数：地域の実情に応じ 1.0 から 0.7 の範囲で地方の裁量により低減

・家賃対策補助（平成 8 年以降、新規に整備される公営住宅について適用）

入居者に対する家賃対策補助は次のとおり。

補助対象＝近傍同種の住宅の家賃－入居者負担基準額

$$\text{入居者負担基準額} = (\text{家賃算定基礎額}) \times (\text{市町村立地係数}) \times (\text{規模係数}) \\ \times (\text{経過年数係数})$$

※家賃算定基礎額、市町村立地係数、規模係数、経過年数係数は家賃設定と同じ。

補助率 国1/2、地方1/2

補助期間 新規建設 20年間、建替 10年間

また、公営住宅の建設等には、次のような補助が行われる。

・地方公共団体が建設又は買い取りを行う場合

補助対象：全体工事費（買い取りにあっては、購入費の全体工事費相当分）

補助率：国1/2、地方公共団体1/2

・地方公共団体以外の者が建設又は改良を行う場合（地方公共団体が借上げを実施）

補助対象：共同施設等整備費等

補助率：国1/3、地方1/3

③特定優良賃貸住宅制度

大都市地域を中心として不足の著しい中堅所得者層向けの良質なファミリータイプの賃貸住宅の供給を促進するため、特定優良賃貸住宅制度が設けられ、建築費の補助、家賃補助が行われている。

(1)施策対象

原則階層：収入分位25%～50%

都道府県知事の裁量階層：収入分位50%～80%

(2)建築費補助

補助対象：共同施設等整備費

補助率：国1/3、地方1/3

(3)家賃対策補助

補助対象＝近傍同種の住宅の家賃－入居者負担基準額

入所者負担基準額は、収入区分に応じ次のようになっている。

収入分位	負担率	基準値
25.0%～32.5%	19.0%	79,200円
32.5%～40.0%	19.5%	90,800円
40.0%～50.0%	20.0%	104,600円

入所者負担額は、毎年3.5%づつ上昇することとされている

補助率：国1/2、地方1/2

④高齢者向け優良賃貸住宅制度

公営住宅等を補完し、高齢者の安全で安定した居住を確保するため、民間の土地・住宅所有者の経営意欲を誘導しつつ、高齢者世帯の保有する金融資産等の活用と効率的な補助の組み合わせにより低廉な家賃で入居できる「高齢者向け優良賃貸住宅制度」が創設されている。同制度においては、建築費の補助及び家賃対策補助が行われている。

(1) 施策対象

高齢者単身者・高齢夫婦世帯等であって、収入分位25%以下のもの（地方公共団体の裁量により40%まで可）

(2) 建築費補助

補助対象：共同施設、高齢者向け設備等整備

補助率：1/3

(3) 家賃対策補助

家賃は、近傍同種の住宅の家賃と公営住宅の収入分位20%～25%家賃の中間水準まで減額される。家賃対策補助は減額部分を補助対象。

補助率：国1/2、地方1/2

⑤平成11年度予算額

公営住宅、特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅の建築費補助及び家賃対策補助は、一括して計上されており、区分できない。

平成11年度予算においては、表 E-3 の事業量に対して、表 E-4 の事業費（国と地方を含んだ事業費）及び国費（国予算額）が計上されている。

表 E-3 公営住宅等の事業量

	事業量	
	11年度	前年度
公営住宅	37,000戸	37,000戸
高齢者向け優良賃貸住宅等	10,000戸	4,000戸
（高齢者向け優良賃貸住宅）	（6,000戸）	（1,000戸）
（公営住宅高齢者向け改造）	（4,000戸）	（3,000戸）
特定優良賃貸住宅	42,000戸	42,000戸
合計	89,000戸	83,000戸

表 E-4 公営住宅等予算額

(単位：百万円)

	11年度		前年度	
	事業費	国費	事業費	国費
公営住宅等建設事業費	816、188	293、198	797、328	295、838
住宅建設事業調査費	90	90	133	133
新産業都市等事業補助率差額	—	734	—	704
家賃収入補助	—	67、515	—	63、837
家賃対策補助	93、081	47、483	79、047	40、459
阪神・淡路家賃低減対策	6、700	3、849	5、607	3、031
合計	916、059	412、869	882、114	404、002

2. 欧米諸国における住宅手当の概要

米国、イギリス、ドイツ及びフランスにおける第2次世界大戦以降の住宅政策の動向と現在の政策の基本的方向には共通点がある。いずれの国も、第2次世界大戦直後の住宅不足の時代に、公共賃貸住宅の大量供給が行われた。その後1960年代から70年代にかけて財政制約等もあり、公共賃貸住宅の供給を減らすとともに、住宅市場において必要な住宅サービスが提供される政策に重点が移っている。こうした傾向の中で、低所得等の理由により市場で必要な住宅サービスが受けられない者に対する施策についても、公的機関が直接住宅サービスを供給する方式を止め、必要な住宅サービスを市場で調達できるようにするため住宅手当を支給する方式に政策のウェイトを移している以下、各国における住宅手当制度の概要をみることにする。

(1) アメリカ

① 住宅ストックの現状

米国の住宅ストックの現状は、表 E-5 のとおりである。

表 E-5 アメリカの住宅ストック

(単位：千戸)

持ち家	民間借家	公的借家		合計
		公共住宅	連邦(家賃)助成住宅	
61,252 64.7%	30,480 32.2%	1,325 1.4%	1,667 1.8%	94,724 100%

資料) 海老塚良吉「米英独仏における社会住宅の供給組織(その1)」『月刊 住宅着工』1998年2月号 現資料) American Housing Survey, Statistical Abstract of U.S.

持ち家率は64.7%で、我が国の60%よりも高い水準となっている。民間借家は32.2%、公的借家は公共住宅と連邦(家賃)助成住宅とあわせて2.6%となっている。我が国公営住宅のストックの割合が5.1%であるから、公的借家のストックは我が国の半分程度となっている。公的住宅のうち、地方公共団体が直接供給を行う公共住宅が132.5万戸であるのに対して、連邦政府の家賃助成を受けている住宅は166.7万戸となっており、ストック数で公共住宅を上回っている。

② アメリカの公共住宅の歴史

公共住宅は、低所得者向けの住宅であるが、1937年に制定されたアメリカ住宅法に基づいて設置されている。同法は、地方公共団体が設置する公共住宅に対する連邦政府の資金援助を規定している。地方公共団体は公共住宅庁(Public Housing Agency)という独立した組織を設けて、公共住宅の建設、管理等を行っている。

その後、都市発展の過程において、裕福な白人の階層が都市から郊外へと移住して行く一方で、都市の中心部は非白人系の貧困層が集中してスラム化が進むという現象が生じ、社会問題となる。こうした背景のもと、1970年代にはいると住宅都市開発省は都市のコミュニティ再生の施策の重点を移し、住宅開発もコミュニティ再生の中で位置付けられ

るようになる。1970年代初頭にニクソン政権は低所得者用住宅建設の一時停止を命じて以来、公共住宅供給が削減された。他方、1974年には、低所得者世帯向けにセクション8サーティフィケート (Section 8 Certificate) と呼ばれる家賃補助制度が導入される。

1980年代に入り、レーガン政権のもと財政支出削減と民間資本の活用を進める政策のもと、家賃補助が政策の中心となってくる。1981年には公共住宅の入居資格が、地域の所得中央値の80%以下世帯から50%以下の世帯へと見直しが図られる。1987年以降は公共住宅の新規建設は中止され、既存の公共住宅についても借家人への払い下げが進められている。同時に1983年にはセクション8バウチャー (Section 8 Voucher) と呼ばれる家賃補助制度が新設され、価値補助の拡充が図られている。

③家賃補助制度

先に述べたとおり、アメリカの家賃補助制度は二つの制度から成り立っている。セクション8サーティフィケート (Section 8 Certificate) とセクション8バウチャー (Section 8 Voucher) である。ちなみに、これらの制度は住宅及びコミュニティー開発法 (Housing and Community Development Act) の第8節 (Section 8) に規定があったことから、セクション8と呼ばれている。それぞれの制度の概要を見てみよう。

セクション8サーティフィケート (Section 8 Certificate)

低所得者が一定の要件を満たす住宅に入居する場合に、家賃と入居者が負担すべき額との差額を、連邦政府が家主に補助する制度である。

(I)対象世帯 地域の所得中位値の50%未満である低所得者世帯。この制度を運営する地域の公共住宅庁が証書 (Certificate) を発行した世帯

(II)対象住宅 対象世帯は次の二つの条件を満たす賃貸住宅のうちから、自由に選択できる。

- ・家賃が近隣の物件と比較して妥当であり、住宅都市開発省が定める公正市場家賃以下であること。公正市場家賃は、各地域の住宅市場で標準的な質を有する賃貸住宅の中で、下から45%に当たる家賃、賃貸住宅の消費者物価指数、住宅調査のデータ、更にこれらのデータ採取の時から遡って2年以内に入居した世帯の家賃等をもとに、住宅都市開発省が地域や住宅の大きさ (ベッドルームの数) ごとに定められている。

1992年10月ニューヨーク市の公正家賃の例は次のとおりである。

(例) ニューヨーク市の公正市場家賃 (1992年10月)

ベッドルーム数	公正市場家賃
0	\$ 4 7 7
1	\$ 5 7 9
2	\$ 6 8 1
3	\$ 8 5 4
4	\$ 9 5 7

資料：住信基礎研究所『諸外国の住宅政策とアメリカにおける家賃補助制度』

表 E-8 資産・所得換算表

資産額 (ポンド)	換算所得 (ポンド/週)
3,000.01~3,250.00	1
3,250.01~3,500.00	2
15,750.01~16,000.00	52

- ・ 基準生活費 家族の世帯構成、年齢に応じて、次のように社会保障省が設定、我が国の生活保護における保護基準に相当するものと思われる。その額は、毎年見直される。

基準生活費 (Applicable Amount) =

- ・ 家族構成員手当 (Personal Allowances) → 家族の年齢又は世帯構成により設定
- + 家族特別加算 (Family Premiums) → 18歳未満の子供がいる場合の加算
- + その他の特別加算 (Other Premiums) → 片親家族、障害者、年金生活者等について、その障害の度合、年齢に応じて加算

- ・ 適格家賃 実際に支払われる家賃から、個人的なサービス料、食事代、暖房費等が控除される。

- ・ 被扶養者控除 18歳以上の子供を扶養している場合には、次の額が適格家賃から控除される。

- ・ 25歳以上で生活保護を受けている者 4.55 ポンド
- ・ 18歳以上で労働時間が1週24時間以上の者 10.85 ポンド
- ・ 18歳以上で労働時間が1週24時間未満の者 4.55 ポンド
- ・ 18歳以上で労働時間が1週24時間以上であるが、収入が1週56.05ポンド未満の者 4.50 ポンド

住宅給付の実績は、表のとおりであるが、毎年着実に給付額が増えていることがわかる。特に、家賃手当の伸びが大きく、1995年には家賃割引の額を上回っている。

表 E-9 住宅給付金の支出実績

(単位：百万ポンド)

	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
住宅給付総額	3,343	3,462	3,763	4,270	5,138	6,494	7,901	9,213	10,120	10,885	11,523
家賃割引 (公営住宅)	2,346	2,432	2,692	2,905	3,368	4,068	4,617	5,025	5,246	5,440	5,636
家賃手当 (民間借家)	996	1,030	1,071	1,365	1,769	2,426	3,284	4,188	4,874	5,445	5,887

資料) 住宅金融公庫住宅総合調査室『海外住宅金融海外住宅政策ガイドブック 98年版』